

19 リ事協第 266 号
平成 19 年 8 月 31 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人リース事業協会

企業会計基準適用指針公開草案第 23 号
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」に関する意見

貴委員会が 7 月 20 日に公表されました企業会計基準公開草案第 19 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 23 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（以下「適用指針案」という。）につきまして、下記のとおり、当協会意見を提出いたします。

1. 適用指針案 20 項及び 21 項に記載された、リース債権及びリース債務の時価開示については、以下の点から適用指針案の時価開示の対象から除外すべきである。

ファイナンス・リース取引は、金融取引ではなく貸借を中核とした複合取引であり、金利要素だけではなく、未履行のサービスに関連する債権も含まれている。今般のリース会計基準（企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「リース会計適用指針」という。））の導入により、リース債権・債務を貸借対照表に計上することとされ、国際的な会計基準との平仄は図られた。しかし、米国会計基準（FAS 第 107 号）、国際会計基準（IAS 第 39 号第 2 項(b)）においても、リース債権・債務の時価評価方法については、金融商品としての認識はあるものの時価評価開示の対象外となっている。さらに、最近公表された米国会計基準第 157 号においてスコープには含まれているものの、あくまでも包括的な時価評価基準で、時価開示の基準である米国会計基準第 107 号においては、時価の議論が未成熟であるため、依然として対象外としている。

国際的な会計基準との平仄が取れない点とわが国のリース取引に関する“時価の概念及び時価評価方法”の議論が未成熟である点を考慮すると、今回の時価注記開示の制度化は、時期尚早である。

2. 仮に時価開示の対象とする場合においては、次の事項に配慮すべきである。

- (1) 適用指針案第 20 項

見積残存価額について、「リース期間終了時に見積られる残存価額で残価保証のな

い額」としているが、第三者が保証する残存価額は資産の価値に基づくものであり、仮に第三者保証残価について回収に懸念が生じた場合でも、貸手が資産売却を自ら行うことで残存価格の回収を図るものである。したがって、第三者保証残存価額は、貸手の見積残存価額の補填手段のひとつであり、金融資産とは性質が異なるため、リース料債権に含まれる残価保証額は「借手の保証する残存価額」に限定すべきである。

(2) 適用指針案第 21 項

適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リースについて、「リース会計適用指針」第 78 項及び第 81 項の規定を適用した場合においても、時価評価を前提とした開示の検討を求めているが、そもそも実務上の対応を考慮し、貸手にはリース投資資産の期首簿価計上、借手にはリース債務の総額計上を簡便法として認めているものと考えられる。また、この簡便法はファイナンス要素を排除した処理方法であることから、これに対してファイナンスとして時価計算を行うことは困難である。このため、時価と帳簿価額の比較ができないことに加え、時価計算を求めることは、「リース会計基準」で定めた経過的取扱いの主旨に反するので削除すべきである。

以上